

議第52号

控訴の提起について

市は、市を被告とする処分取消等（住民訴訟）請求事件の判決に対して、次のとおり控訴を提起する。

令和4年10月25日提出

橿原市長 亀田 忠彦

1 当事者

控訴人 橿原市

被控訴人

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

2 控訴により変更を求める判決

奈良地方裁判所令和3年（行ウ）第14号処分取消等（住民訴訟）請求事件について
同裁判所が令和4年10月11日に言い渡した判決

3 控訴の要旨

市は、次に掲げる判決を求める。

- （1）原判決の控訴人の敗訴部分を取り消す。
- （2）被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- （3）訴訟費用は、第一審及び第二審を通じて被控訴人らの負担とする。

4 本件に関する取扱い

- （1）控訴審判決の結果必要があるときは、上告することができる。
- （2）控訴審において必要があるときは、控訴の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは控訴を取り下げることができる。

理由 控訴を提起することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、
議会の議決を求めるもの